

学校法人 法輪学園 行動計画（8 回目の変更）

仕事と家庭の両立支援のさらなる充実をはかることで、職員全員が自らの能力を発揮できるよう環境を整備するために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間

2. 内容

目標 1：男性職員の育児休業の取得目標を一人以上とする。

<対策>

- 令和 7 年 5 月～・管理職研修及び職員への周知
- 令和 7 年 6 月～・各職場における休業者の業務カバー体制の検討
 - ・育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知

目標 2：管理職の残業時間を 10%削減する。

<対策>

- 令和 7 年 5 月～・管理職を対象とした意識改革を実施
- 令和 7 年 9 月～・事務の効率化などの取組実施